

事業革新設備の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（措法44の3、68の21）

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	( )
	・	・		

特別償却の付表（十一） 平二十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特別償却の種類	1	44条の3第1項 68条の21第1項	44条の3第1項 68条の21第1項	44条の3第1項 68条の21第1項	
事業の種類	2				
(機械・装置の耐用年数表の番号) 事業革新設備の種類等	3	( )	( )	( )	
事業革新設備の名称	4				
設置した工場、事業所等の名称	5				
取得等年月日	6	平・	平・	平・	
事業の用に供した年月日	7	平・	平・	平・	
購入先	8				
取得価額	9	円	円	円	
特別償却率	10	$\frac{20、24、30又は40}{100}$	$\frac{20、24、30又は40}{100}$	$\frac{20、24、30又は40}{100}$	
特別償却限度額 (9) × (10)	11	円	円	円	
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金	
適用要件等	[一号該当] 事業再構築計画の認定年月日	13	平・	平・	平・
	[二号該当] 共同事業再編計画の認定年月日	14	平・	平・	平・
	[三号該当] 経営資源再活用計画の認定年月日	15	平・	平・	平・
	[四号該当] 技術活用事業革新計画の認定年月日	16	平・	平・	平・
	[五号該当] 経営資源融合計画の認定年月日	17	平・	平・	平・
	[六号該当] 事業革新設備導入計画の認定年月日	18	平・	平・	平・
その他参考となる事項	19				

## 特別償却の付表（十一）の記載の仕方

1 この付表（十一）は、青色申告法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第44条の3《事業革新設備の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が措置法第68条の21《事業革新設備の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、事業革新設備の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、青色申告法人又は連結法人が平成20年4月1日以後に締結する所有権移転外リース取引に係る契約により取得した事業革新設備については、この制度の適用はありませんので、注意してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。

2 「特別償却の種類1」は、措置法第44条の3第1項又は第68条の21第1項のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。

3 「事業の種類2」には、事業革新設備を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。

4 「事業革新設備の種類等3」には、耐用年数省令別表に基づき、事業革新設備の種類、構造、細目等を記載します。また、その事業革新設備が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二（平成20年4月1日前に開始した事業年度（又は連結事業年度）については、平成20年改正前の耐用年数省令別表第二）の該当の番号を記載してください。

5 「事業革新設備の名称4」には、事業革新設備に該当する資産の名称を記載します。

6 「取得価額9」には、事業革新設備の取得価額を記載します。

ただし、その事業革新設備につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる

方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。

7 「特別償却率10」の分子は、次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次の数字を○で囲みます。

(1) 平成19年8月6日以後に取得等をした事業革新設備  
イ 産業活力再生特別措置法（以下「産業再生法」といいます。）に規定する事業再構築計画、共同事業再編計画、経営資源再活用計画又は事業革新設備導入計画に記載された資産（産業再生法第2条第10項に規定する特定事業革新設備を除きます。）…「20」  
ロ 産業再生法第2条第10項に規定する特定事業革新設備又は産業再生法に規定する技術活用事業革新計画若しくは経営資源融合計画に記載された資産…「30」

(2) 平成19年8月5日以前に取得等をした事業革新設備  
イ 産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成19年法律第36号）による改正前の産業再生法（以下「旧産業再生法」といいます。）に規定する事業再構築計画又は経営資源再活用計画に記載された資産…「30」

ロ 旧産業再生法に規定する共同事業再編計画に記載された資産…「40」

ハ 旧産業再生法に規定する事業革新設備導入計画に記載された資産…「24」

8 「償却・準備金方式の区分12」は、その事業革新設備につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

9 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。

(1) 「〔一号該当〕事業再構築計画の認定年月日13」から「〔六号該当〕事業革新設備導入計画の認定年月日18」までの各欄は、各計画につき産業再生法の規定により認定を受けた年月日を記載します。

(2) 「その他参考となる事項19」には、その資産が事業革新設備に該当する旨等参考となる事項を記載してください。